

指定通所介護サービス契約書

〇〇 〇〇 様



株式会社第一ホーム
レッツ倶楽部八戸田向

指定通所介護サービス契約書

〇〇 〇〇様（以下「利用者」という）と、株式会社第一ホーム（以下「事業者」という）とは、指定通所介護の利用（目的）に関して、次のとおり契約を締結します。

事業者は、介護保険法等関係法令およびこの契約書に従い、利用者に対し利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第1条 この契約の契約期間は契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、或いは利用者が自立と判断されるまでとします。

- 2 契約満了日までに利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動的に更新されます。
この自動更新による契約の期間は利用者の更新後の要介護認定の有効期間満了日までとし、或いは利用者が自立と判断されるまでとします。

（利用料の変更）

第2条 事業者はこの契約に定める内容のうち利用料の変更（増額または減額）を行おうとする場合には重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更予定日から1ヶ月以上の期間において利用者にもその内容を通知するものとします。

- 2 利用者は、利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。
- 3 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者にも文書で通知することでこの契約を解除することができます。

（利用サービス内容の変更）

第3条 利用者及び事業者はいつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合には、変更を拒む正当な理由がない限り、居宅介護支援事業所と連携し速やかにサービス内容を変更します。

- 2 サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは変更後のサービス内容について記載した利用サービス変更契約書を交わします。

（利用料の滞納）

第4条 利用者が正当な理由なくこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅滞した場合は事業者は利用者に対し、14日以上支払期限を定め当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員と協議し必要な措置を取ります。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかった時は文書をもって本契約を解除することができます。

（利用者の解除権）

第5条 利用者は事業者に対していつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約が解除されます。

- 2 利用者は次のいずれかに事業者が該当する場合は前項の規定に関わらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除することができます。

- 一 事業者又は従業者が正当な理由なく、介護保険法等関係法令及び本契約に定めた事項を遵守せずにサービス提供を怠ったとき。
- 二 事業者または従業者が守秘義務に違反したとき。
- 三 事業者が破産等により、事業を継続する見通しが困難になったとき。
- 四 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱するような背信行為を行ったとき。

(事業者の解除権)

第6条 事業者は事業規模の縮小、事業者の休廃止等この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には利用者に対してこの契約の解除を予定する日から1ヶ月以上の期間をおいて利用者に解除理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。但し、次の場合には1か月以上の事前申し出の期間なしにこの契約を解除することができます。

- 一 利用者またはその家族等が従業者や担当者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - 二 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。
 - 三 1か月以上休みが続き、確認の結果、継続が不可能と判断される場合。
- 2 事業者は前項により、この契約を解除する場合はこのサービスの提供を調整した介護支援専門員または利用者が住所を有する市区町村と協議し、必要な措置を取ります。

(契約の終了)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、この契約は終了致します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 利用者から解約の申し入れがなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 事業者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- 四 利用者が介護保険施設に入所または入院したとき。
- 五 利用者の要介護状態区分が要支援もしくは事業対象者、または非該当（自立）と認定されたとき。

(相談窓口と苦情相談について)
第8条 重要事項説明書に記載したとおりです。
(事故について)

第9条
重要事項説明書に記載したとおりです。
(秘密の保持と個人情報の保護について)

第10条
重要事項説明書に記載したとおりです。

(契約外条項)
第11条
本契約に定めのない事項については介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者の協議により定めます。

(利用料について)
第12条
重要事項説明書に記載したとおりです。

(裁判管轄について)
第13条 重要事項説明書に記載したとおりです。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

事業者住所：青森県八戸市新井田西三丁目2番17号

事業者名：株式会社第一ホーム

代表取締役 田中 佑弥

法人印

事業所住所：青森県八戸市田向二丁目4番4号

事業所名：レッツ倶楽部八戸田向

利用者 住所

氏名 印

利用者家族 住所

氏名 印
(続柄)

法定代理人 住所

氏名 印
(職名)
(続柄)

契約締結日 令和 年 月 日